計算書類に対する注記(拠点区分用)

令和 3年 3月31日現在

法人名 : 社会福祉法人 緑風会 拠点区分名 : (特養) 緑風会チロル拠点

1.重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産 (リース資産を除く)

当拠点区分は、定額法による減価償却を実施している。

②無形固定資産 (リース資産を除く)

当拠点区分は、定額法による減価償却を実施している。

③リース資産

当拠点区分は、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産についてリース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法による減価償却を実施している。

(2) 賞与引当金の計上基準

当拠点区分は、決算日後最初に支給する賞与の支払いに備えるため、当該支給予定額のうち、当年度に帰属する期間に相当する金額を賞与引当金に計上している。

(3)消費税の取扱い

当拠点区分は、消費税等の会計処理として、税込方式によっている。

2.重要な会計方針の変更

該当する事項はない。

3.採用する退職給付制度

当拠点区分は、職員の退職給付に充てるため、確定給付制度を採用している。確定給付制度では退職給付として給与と勤務期間に基づいた一時金を支給している。

4.拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりである。

- (1) 緑風会チロル拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))
 - ア. 特別養護老人ホーム 緑風会チロル従来
 - イ. (特養)緑風会チロル 短期入所(従来)
 - ウ. チロルデイサービスセンター
 - エ. (特養)緑風会チロル 訪問介護
 - オ. 緑風会ケアプランセンター那賀
 - カ. 町 配食サービス事業 チロル
 - キ. (特養)緑風会チロル(ユニット型)
 - ク. 通所型介護予防事業 チロルデイ
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))は省略している。

5.基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	298, 921, 469	1, 003, 441	16, 226, 395	283, 698, 515
合 計	298, 921, 469	1,003,441	16, 226, 395	283, 698, 515

6.基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩

(1) 「会計基準」第22条第6項の規定に基づく基本金の取崩額 該当する事項はない。

(2) 「会計基準」第22条第4項の規定に基づく国庫補助金等の交付対象とされた固定資産の除売却に伴 う取崩額

①建物該当する事項はない。②構築物該当する事項はない。③機械及び装置該当する事項はない。

④車輌運搬具 アバ製パローストレッチャー他の除却による取崩額 2円 ⑤器具及び備品 解析機能付心電計の除却による取崩額 1円 1頁

7.担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

建物(基本財産)	283, 698, 515円
· 計	283, 698, 515円
担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。	
設備資金借入金(1年以内返済予定額を含む)	35,000,000円
- -	35, 000, 000円

8.有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物 (基本財産)	656, 335, 983	372, 637, 468	283, 698, 515
建物(その他固定資産)	85, 802, 636	36, 910, 892	48, 891, 744
構築物	33, 436, 094	25, 353, 229	8, 082, 865
機械及び装置	1, 008, 914	1, 008, 913	1
車輌運搬具	14, 624, 635	14, 231, 045	393, 590
器具及び備品	61, 485, 480	51, 385, 194	10, 100, 286
有形リース資産	915, 000	915, 000	0
合 計	853, 608, 742	502, 441, 741	351, 167, 001

9.満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当する事項はない。

10.重要な後発事象

該当する事項はない。

11.その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当する事項はない。